

(3) 管理棟の規模

「基本計画」において、管理棟の施設規模は、56㎡と設定した。この56㎡は、理論上は「展示室」、「レクチャールーム」、「レクチャールーム映写室」、「事務所」、「管理用倉庫」、「工作室」、「作業室」、「トイレ」等を含む値であるが、現実的にはこれらをすべて、収めることは困難であると考えられる。そのため、各機能に必要な施設規模を個別に算出し、管理棟の施設規模を再度計上した。

管理棟に最低限必要と思われる機能は、「事務室」「トイレ」「給湯室」であると思われる。そこで、以下にこの3つの各施設規模を算出した。

●事務室=48㎡

鎌倉市と市民団体（ボランティア団体）とが使用されると思われるため、事務室を使用する人数を以下のように設定した。

鎌倉市：3名（事務・経理関係責任者×1、施設整備・維持管理関係責任者×1、一般・雑務等関係担当者×1名）

市民団体（ボランティア団体）：3名（事務・経理関係責任者×1、施設整備・維持管理関係責任者×1、一般・雑務等関係担当者×1名）

以上のことから、規模の算定を行う。

$$\begin{aligned} \text{事務室} &= 4.0 \text{ m}^2 \times \text{換算人数（鎌倉市 3名 + 市民団体 3名）} \\ &= 4.0 \times ((2.5 \times 2 + 1) + (2.5 \times 2 + 1)) \\ &= 48 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

換算率：責任者：2.5、担当者：1

※出典：環境省自然環境局自然環境整備課（2001）「自然公園等事業技術指針」

●トイレ=13.9㎡（4穴：男子1穴、女子2穴、みんなのトイレ1穴）

「基本計画」において、算出した施設規模と同様とする。

●給湯室=5㎡

環境省発行の「自然公園等事業技術指針」に準拠し、必要規模は、5㎡とする。

※出典：環境省自然環境局自然環境整備課（2001）「自然公園等事業技術指針」

●廊下=13.5㎡

$$1.5 \text{ m（車椅子と一人が同時にすれ違える幅を設定）} \times 9 \text{ m（事務室の奥行延長）} = 13.5 \text{ m}^2$$

●エントランス・入口部分=3.3㎡

$$\begin{aligned} 2.5 \text{ m} \times 1.3 \text{ m} &= 3.25 \text{ m}^2 \\ &= 3.3 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

以上のことから、管理棟に最低限必要と思われる施設規模は、83.7㎡である。

また、今後の活動に左右されるが、倉庫も必要と思われる。倉庫については、以下に参考として施設規模を算出した。

【倉庫=30㎡】

環境省発行の「自然公園等事業技術指針」に準拠した場合は、必要規模は30㎡となる。

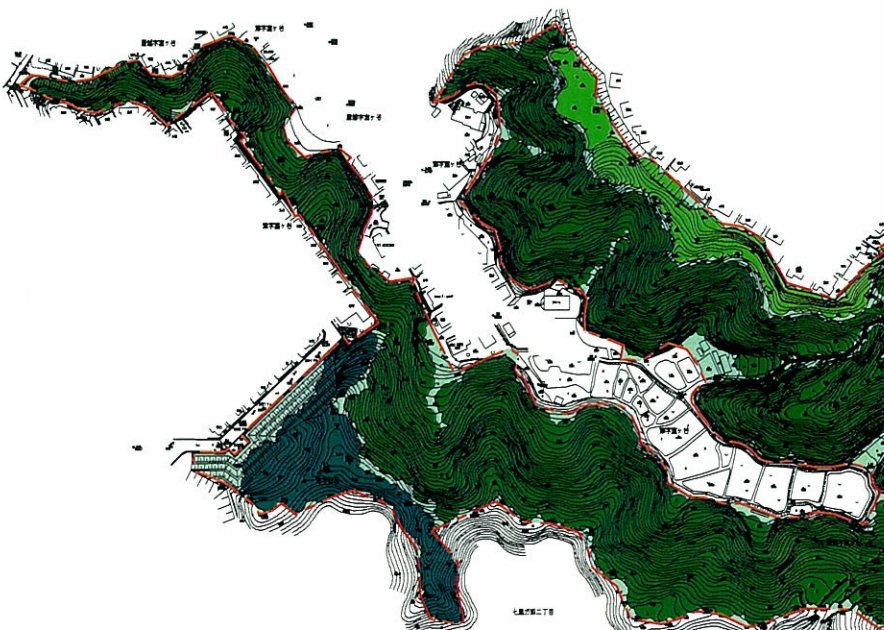
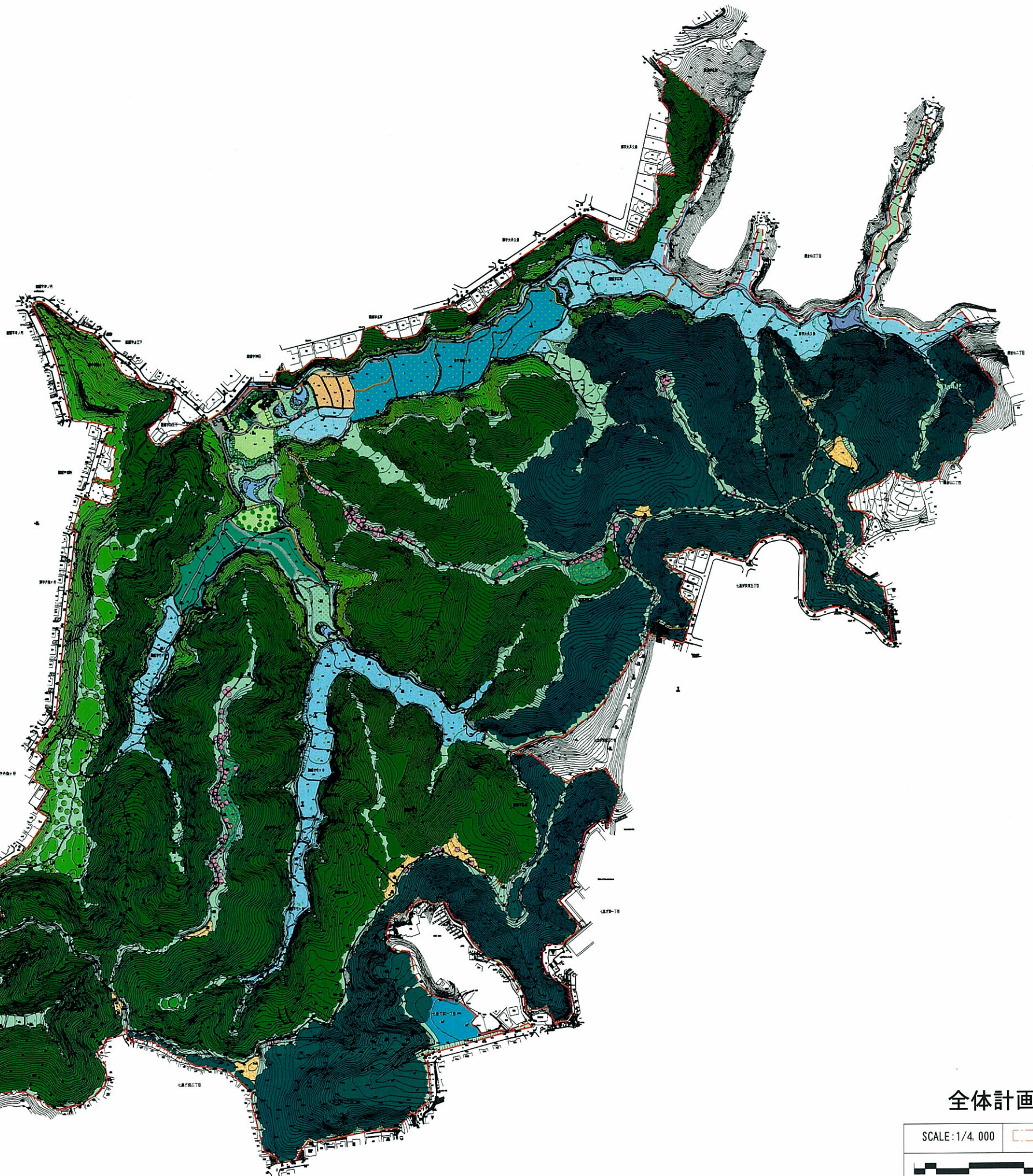
※出典：環境省自然環境局自然環境整備課（2001）「自然公園等事業技術指針」

9. 全体計画平面図

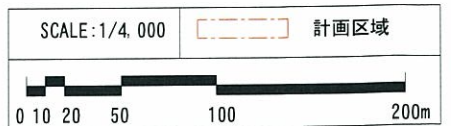
「動線計画」「園路計画」「施設計画」を踏まえて、全体計画平面図を作成した。

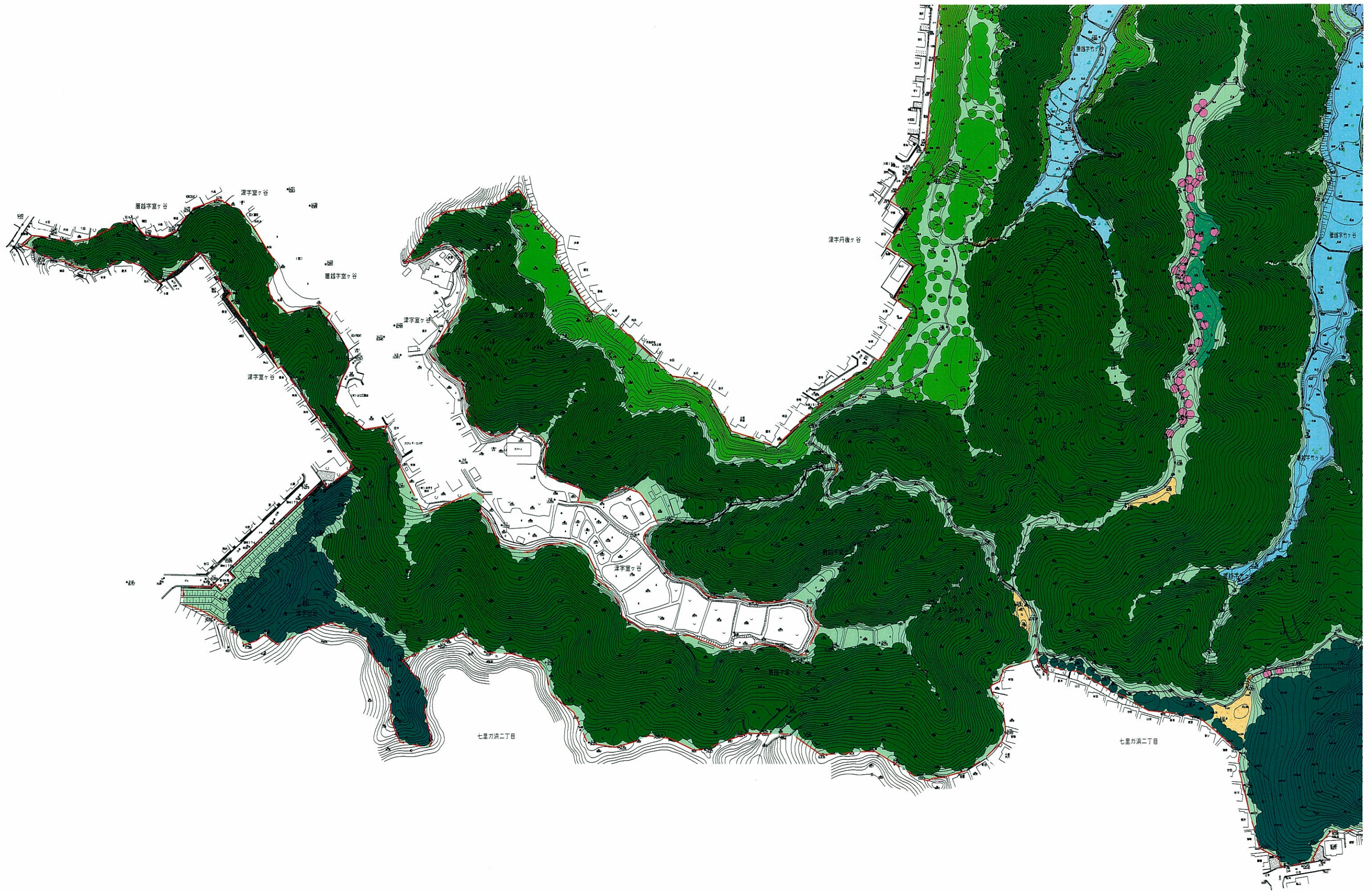
作成した全体計画平面図は、次頁に示す。

名 称		
■	自然林への遷移	自然の森
		フクロウの森
■	二次林	御所谷の水源の森
		竹ヶ谷の水源の森
		広町の森入口の水源の森
		室ヶ谷の里山
■	樹林(二次林)・草地	学習の森
		生きもの多様性の森
■	根系草本(オギ・ヨシ等)	カヤネズミの草地
■	草地・畑地(環境教育等の場)	学習の谷戸
■	湿地(環境教育等の場)	
■	水田・湿地(ふれあいの場)	ふれあいの谷戸
■	湿地(現在の湿地を保全)	
■	湿地(生きものの保護)	生きものの谷戸
■	雨乞池の湿地	
■	乾生草地(広場等)	
■	乾生草地・湿生草地	
■	乾生草地・湿生草地・水辺	
■	湿生草地・水辺	
●	広町の桜林	
●	竹ヶ谷の桜林	
●	御所谷の桜	
●	竹ヶ谷の桐	
●	広町の漆林	
■	草地(サクラ林の下草等)	
■	保全管理スペース・畑地	
◆	管理棟	
■	ストック池	
■	浄化池	

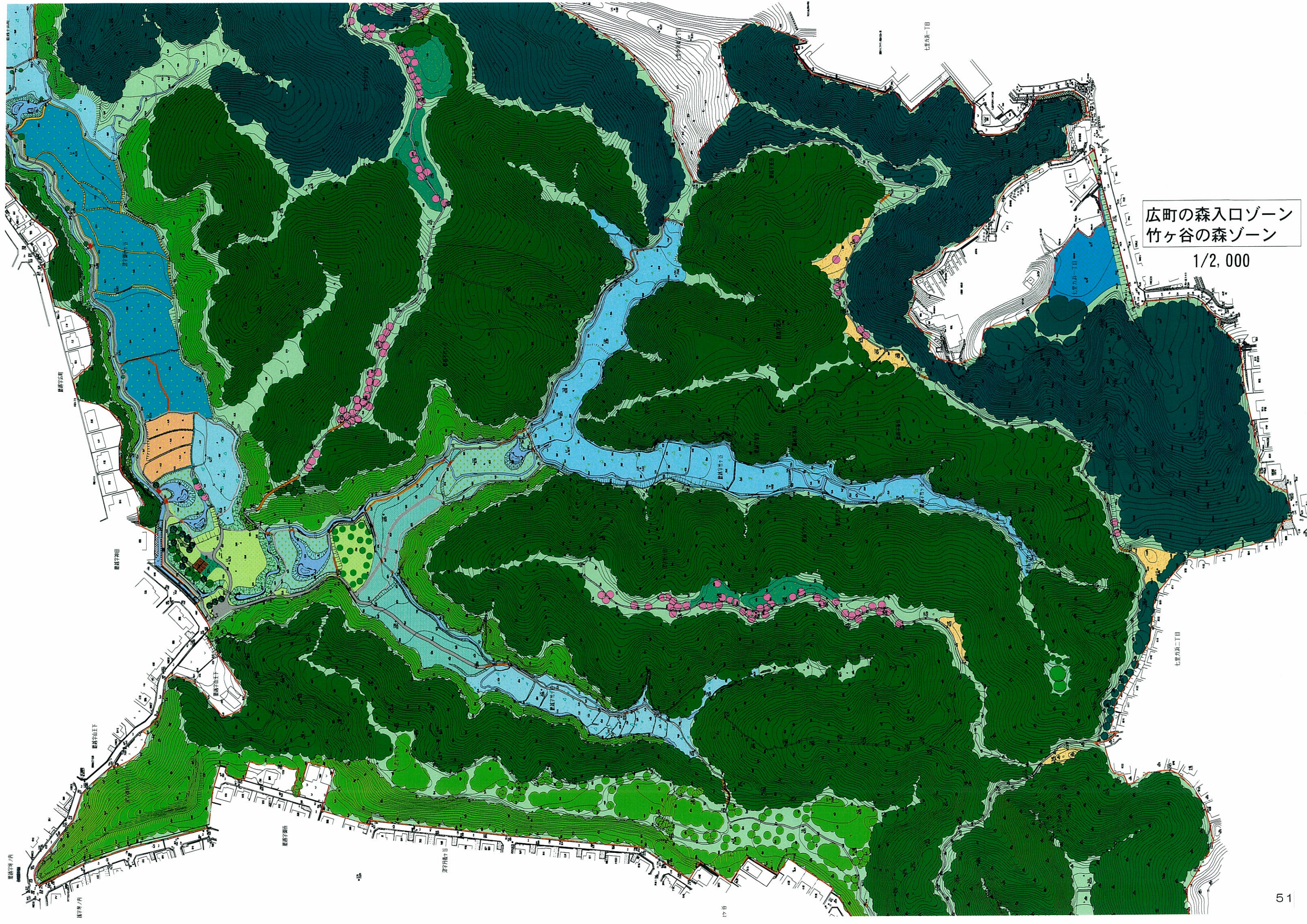


全体計画平面図



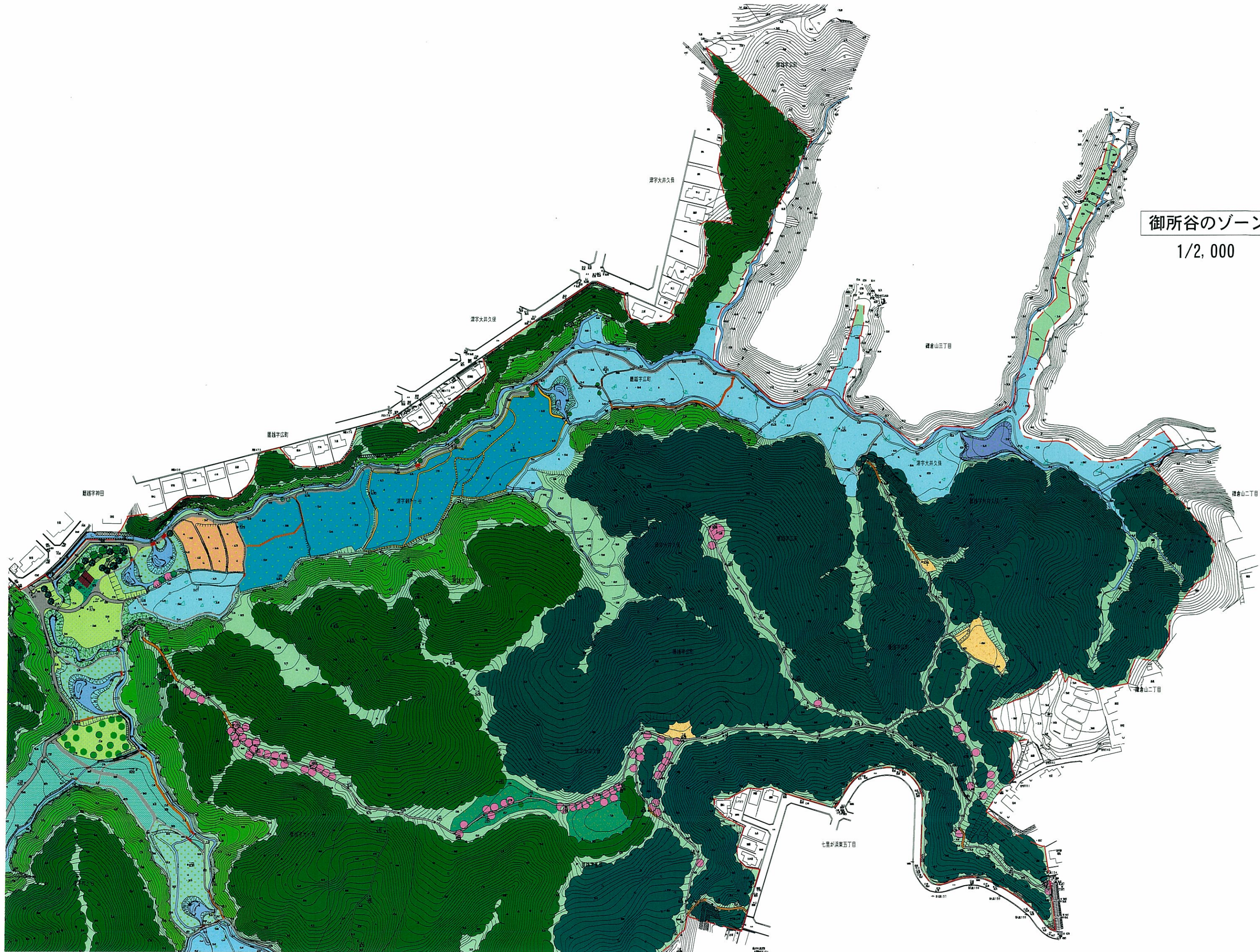


室ヶ谷の里ゾーン
1/2,000



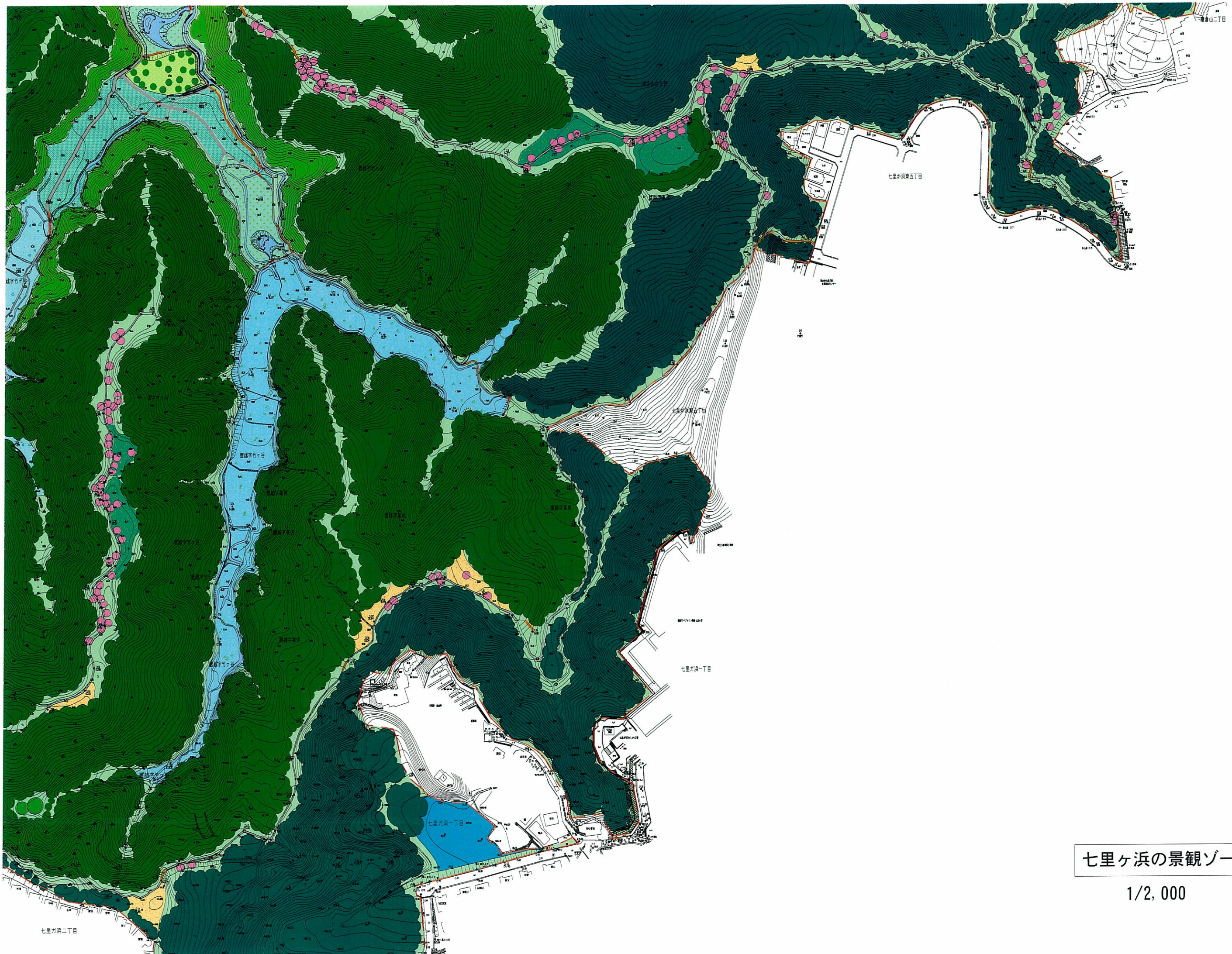
広町の森入口ゾーン
竹ヶ谷の森ゾーン

1/2,000



御所谷のゾーン

1/2,000



七里ヶ浜の景観ゾーン

1/2,000